（租税特別措置法施行令の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等」を「株式等を対価とする株式」に改める。

第一条の二第三項の表法第四十二条の四第二項の項を次のように改める。

法第四十二条の四第三項第一号ロ	法人及び	法人、同法第四条の七に規定する受託法人及び

第一条の二第三項の表法第六十八条の九第二項の項を次のように改める。

法第六十八条の九第三項第一号ロ	法人及び	法人、同法第四条の七に規定する受託法人及び

第一条の二第三項の表第二十七条の四第十二項、第二十七条の六第一項及び第二十八条の九第十三項の項中「第二十七条の四第十二項、第二十七条の六第一項及び第二十八条の九第十三項」を「第二十七条の四第二十一項及び第二十八条の九第十六項第一号、第十八項第一号及び第二十項第一号」を「第二十八条の九第十五項第一号、第十七項第一号、第十九項第一号及び第二十一項第一号」に改め、同表第三十九条の三十九第十一項、第三十九条の四十一第一項及び第三十九条の五十六第三項の項中「第三十九条の三十九第十一項、第三十九条の四十一第一項」を「第三十九条の三十九第二十項」に改め、同表第三十九条の五十六第五項第一号、第六項第一号及び第七項第一号の項中「及び第七項第一号」を「、第七項第一号及び第八項第一号」に改める。

第一条の三第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書　法第四条の二第五項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書をいう。

第一条の三第二項に次の一号を加える。

六　財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書　法第四条の三第五項に規定する財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書をいう。

第一条の四第三項第一号中「として」を「その他の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　法第三条第一項第四号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人は、次に掲げる法人とする。

一　法第三条第一項第四号に規定する対象者（これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。以下この項において「対象者」という。）が法人を支配している場合における当該法人

二　対象者及びこれと前号に規定する特殊の関係のある法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

三　対象者及びこれと前二号に規定する特殊の関係のある法人が他の法人を支配している場合における当該他の法人

4　法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項第一号に規定する法人を支配している場合及び同項第二号又は第三号に規定する他の法人を支配している場合について準用する。

第二条の四第三項中「これら」を「同令第三十四条から第四十九条まで」に改め、同項の表第三十八条第一項の項中「第八項」を「第十項」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十八条第二項	法第十条第三項第三号	租税特別措置法第四条第二項において準用する所得税法第十条第三項第三号
第三十八条第三項	法第十条第八項	租税特別措置法第四条第二項において準用する所得税法第十条第八項
	法第十条第二項	租税特別措置法第四条第二項において準用する所得税法第十条第二項

第二条の四第三項の表第四十一条第一項の項を次のように改める。

第四十一条第一項	法第十条第三項第三号	租税特別措置法第四条第二項において準用する所得税法第十条第三項第三号
	法第十条第三項第四号	租税特別措置法第四条第二項において準用する所得税法第十条第三項第四号

第二条の四第三項の表第四十一条の二第五項の項中「第十条第五項」を「第十条第二項」に改め、同表第四十二条第一項の項の次に次のように加える。

第四十三条第一項	法第十条第五項	租税特別措置法第四条第二項において準用する所得税法第十条第五項

第二条の四第三項の表第四十三条第四項の項中「第八項」を「第十項」に改め、同表第四十三条第五項の項を次のように改める。

第四十三条第五項	法第十条	租税特別措置法第四条第一項（同条第二項において準用する所得税法第十条第二項から第十項までの規定を含む。）
	同項後段	前項後段

第二条の四第三項の表第四十四条第二項の項中「第八項」を「第十項」に改め、同条第五項中「第十条第三項の」を「第十条第三項に規定する」に改め、同条第七項中「又は第五項」を削り、「書類」の下に「（第三項において準用する同令第三十八条第三項に規定する電磁的方法により提供された当該書類に記載すべき事項を記録した第三項において準用する同令第三十八条第三項に規定する電磁的記録を含む。）」を加える。

第二条の六第三項第二号中「第二条の十九」を「第二条の十九第一項」に改める。

第二条の九第二項ただし書中「（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二百条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第百九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の認可を受けたものの発行する同法第十七条の二第一項の債券（第二条の三十五第一項第二号において「旧法債券」という。）を含む。）」及び「（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたもの（第二条の三十五第一項第二号において「旧商工債」という。）を含む。）」を削る。

第二条の十第二項中「の長から」を「から」に、「第二条の十九」を「第二条の十九第一項」に改める。

第二条の十二第一項中「第二条の十九」を「第二条の十九第一項」に改め、同条第二項中「の長に対し」を「に対し」に、「の長を通じて」を「を経由して」に改める。

第二条の十四第一項中「法第四条の二第五項の規定による申告書（以下第二条の二十六までにおいて「」及び「」という。）」を削り、同項第四号中「、当該申告書」を「、当該財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に改め、同項第六号中「同条第五項の規定による申告書」を「財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」に、「当該申告書に記載した変更後」を「当該財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書に記載した変更後」に改める。

第二条の十五中「第二条の十九又は」を「第二条の十九第一項若しくは」に、「とき又は」を「とき、又は」に改める。